



令和元年8月16日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証 J A S D A Q 市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2207)

**Group Lease PCLは2019年第2四半期決算における純損失
及びタイ破産裁判所での勝訴を発表、本年末からの成長を期待**

当社の重要な子会社でありますSET（タイ証券取引所）上場のDigital Finance会社Group Lease PCL（以下GL）は、同社がSETに開示した2019年第2四半期の業績についてプレスリリースを公表いたしましたので、日本語訳にてご紹介いたします。特に今期においては持分法適用会社に関する会計上の調整や、一時的な裁判費用等があり、これらの状況について解説されております。

（以下、GL社公表のプレスリリースの翻訳）

Group Lease PCL は、2019年第2四半期の決算において訴訟費用及び一過性の決算調整を要員として、1.8百万タイバーツの純損失を発表し、また当社に対する破産申請が棄却を受けました。

Group Lease PCL の CFO Alain Jean Pascal Dufes 氏は、以下のように説明しました。「2019年第2四半期の決算は主として事業と直接関連しない項目の影響により純損失180万タイバーツ（日本円で約620万円）となりました。売上は、前年同期比で89百万タイバーツ、12.1%減少しました。この（売上の）減少に対し、継続的に訴訟費用を除いた販売管理費等を前年同期比で59百万タイバーツ、18.0%減少させており、利益貢献しております。弁護士費用等の外部専門家への支払い費用は前年比3100万タイバーツ超（日本円で約1億660万円、当該費用全額では4400万タイバーツ（日本円で約1億5000万円））大幅に増加し、更にIFRS 9号に関連してスリランカの持分法適用会社への投資において59百万タイバーツの評価減の調整を行いました（*1）。上記2点で合計約90百万タイバーツとなり、今四半期における損失の主な要因となりました。決算調整は一過性の対応であり、訴訟費用に関しては現時点複数国にて訴訟が継続しており避けられない費用となっております。タイにおいては、会社更生法適用申請（*2）に関する訴訟関連及びシンガポールでの訴訟準備の為の追加訴訟費用が発生しております。」

Group Lease PCL の CEO 此下竜矢氏は、以下のように述べました。「我々は、将来の成長に向け、当社の事業を守る面においても、事業を（効率化する）再編を進めるという面においても、（攻守と

もに) 継続して大きな進展を遂げています。法的側面及び会計的側面について、GLの株主の利益を守るため真摯に行動して参りました。短期的には、あらゆる状況に対応することが可能になるように、同時に今後の事業拡大を柔軟に行えるように、現時点までに現預金残高を約43.78億タイバーツ(日本円で約150億円以上)以上へと増加させました。この十分な現預金の保有により、審査の厳格化及びポートフォリオの質向上を進める中で、我々のポートフォリオ減少を可能としました。この第2四半期の決算結果については、失望を禁じ得ない株主様がおられるということは重々承知しており、私としては申し訳なく感じております。タイやカンボジアという二つの市場において売上(営業貸付金残高)を減少させようという判断は極めて厳しい判断でした。現在の両市場における将来の経済的不確実性への準備を進めるために、(将来の不良債権を減少させるために) 当社の貸付金の管理を強化し、本年後半(第4四半期)から始める次の事業拡大に向けて準備するための選択でした。現在我々は会社全体におけるポートフォリオの質が向上すると同時に現預金残高も増加しており、今後はさらに質の高いお客様を対象に貸付進めて事業を拡大させる好機にあります。」

CFOの指摘の通り、収益性が減少した本四半期において、収益性を減少させた高額の訴訟関連費用を計上しました。訴訟は望まざることとはいえ、株主及び従業員を守るために、当面はその費用を負担しなければなりません。本日、その費用の一部は既に報われました。タイ破産裁判所はGLに対する会社更生の申し立て棄却を決定し、GLは会社更生手続から外れ「自動的停止(automatic stay)*3」が解除されています。Jトラストが主張しているGLに対する債権額はいくらであるのか不明であり、それは別に訴訟がなされている民事裁判で決定されるものであり、GLは資産超過であって破産状態にもないと裁判所は認定しております。

総括として、今年度末までに再度の成長ができると考えており、同時に質の向上も達成できると考えております。我々は、現在取り組んでいる様々なチャレンジに対しても前向きであり、今後も株主様及び従業員のために目標達成に向けて邁進いたします。

*1 スリランカではすでにIFRS9が適用されているがタイにおいては未施行のために行われた調整を指します。来年からタイでもIFRS9が適用されることになっておりますが現時点においてはスリランカが先行しており、当該調整が発生しました。

*2 Jトラストアジア社によって起こされた訴訟。当該文章でも書かれておりますが、本件財務諸表の発表翌日2019年8月15日にGL勝訴判決が出ております。

*3 タイにおいて会社更生法の申し立てが行われた場合、破産裁判所が会社更生法適用を審議する間には当該会社の通常業務以外の債務の弁済等が法的に禁止されることを指しています。ただし、今回の審議中にはGLは十分な現預金を持っていたため、裁判所の許可を得て金利支払いを行い、近々予定されていた元本返済も許可を求めていたところでした。今回の完全勝訴判決により通常通り裁判所の許可も必要なくなりました。

以 上